

船舶用原動機放出量確認等規則

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

船舶用原動機放出量確認等規則

2020 年 第 1 回 一部改正

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 43 号／達 第 24 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

船舶用原動機放出量 確認等規則

規
則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 43 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 43 号
船舶用原動機放出量確認等規則の一部を改正する規則

「船舶用原動機放出量確認等規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 章 総則

1.2 定義

1.2.1 用語*

(15)を次のように改める。

本規則で使用する用語の意味は、次のとおりとする。

((1)から(14)は省略)

(15) 原動機の「実質的改造」とは、次の(a)又は(b)をいう。

((a)は省略)

(b) 2000 年 1 月 1 日（国際航海に従事しない船舶にあつては 2005 年 5 月 19 日）より前に建造開始段階にある船舶に搭載される原動機にあつては、船上簡易計測法により定められた許容値既存の放出特性の増加を~~超える~~引き起こす改造をいい、運転方法及びカム軸、燃料噴射装置、吸排気装置、燃焼室形状、タイミングの調整等のパラメータの変更等を含む。ただし、(16)及び 2.2.2-1.(2)の適用上、附属書 VI 第 13.7.1.1 規則に従い認証された規制適合手法の導入又は附属書 VI 第 13.7.1.2 規則に従う認証は、「実質的改造」とはみなさない。

((16)から(20)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

2 章 放出量確認等

2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

2.2.1 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認*

(2)を次のように改める。

本会は、次の**(1)**から**(3)**に掲げる項目について、NO_x テクニカルコードに基づき原動機の放出量確認、部品の確認及び原動機取扱手引書の承認を行う。なお、放出量確認においてNO_x 計測を行う場合には、ガス分析装置を用いて行わなければならない。

((1)は省略)

(2) 放出量確認

(a) 放出量確認

i) 窒素酸化物放出量が **2.2.2-1.**の許容限度以下であることを、試験台における試験方法により確認する。

(ii)は省略)

iii) 前 **i)**に関わらず、次の **1)**及び **2)**によることができる。

1) 原動機の寸法、構造及び納期の都合により試験台における試験方法による確認を行うことが困難なものについては、原動機製作者等、船主又は造船所からの申請により、次の**(d)i)**によることとして差し支えない。

2) 前 **1)**の規定は、個別の原動機又は代表原動機により代表される原動機グループに対して適用することができるが、原動機ファミリーには適用しない。

iv) 窒素酸化物低減装置を備える原動機の場合には、次の **1)**又は **2)**による。

1) 窒素酸化物低減装置を原動機の構成要素とみなし、当該装置を取り付けた状態で本会が別に定めるところにより試験を行う。ただし、技術的及び実用的な理由により当該装置を取り付けた状態で試験することが適当でなく前 **iii)1)**の規定が適用できないと本会が認める場合には、この限りではない。なお、当該装置を取り付けた状態でない状態で行う試験の適用については、前 **iii)2)**と同様に制限する。

(2)は省略)

((b)から(d)は省略)

((3)は省略)

附 則 (改正その2)

1. この規則は、2020 年 10 月 1 日から施行する。

船舶用原動機放出量確認等規則 実施要領

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 24 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 達 第 24 号

船舶用原動機放出量確認等規則実施要領の一部を改正する達

「船舶用原動機放出量確認等規則実施要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

2 章 放出量確認等

2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

2.2.2 窒素酸化物放出量の許容限度

-1.(1)を次のように改める。

-1. 原動機に主要な改造を行う場合は次による。

(1) 規則 2.2.2-1.(2)にいう「原動機の「交換又は追加が行われる時期」とは次の(a)から(c)のいずれかの日をいう。

(a) 契約上の原動機の納入日（ただし、~~2016 年 7 月 1 日より前~~規則 2.2.2-1.(1)(c)i から iii)に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し、試験を行うこと。）

(b) 契約上の納入日がない場合は、納入受領証等により確認される実際の納入日（~~納品受領証等により日付を確認できる場合。ただし、2016 年 7 月 1 日より前~~規則 2.2.2-1.(1)(c)i から iii)に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月以内に搭載し、試験を行うこと。）

(c) ~~2016 年 7 月 1 日~~規則 2.2.2-1.(1)(c)i から iii)に規定される日のうちの該当日から 6 ヶ月後の日以降に搭載及び試験が行われる場合は、実際に試験が行われる日なお、前(a)から(c)のいずれかの日は、国際大気汚染防止証書の追補 8.a “Major conversion – According to Reg. 13.2.1.1 & 13.2.2”に記載することになる。

ただし、船舶の所有者の管理の範疇を超えた不測の事態により、規則 2.2.2-1.(1)(c)i から iii)に規定される日のうち該当する日から 6 ヶ月以内に試験が行われなかった場合、主管庁は、附属書 I の統一解釈と同等の方法で「予期しない納入の遅延」を認めることがある。

((2)及び(3)は省略)

附 則（改正その 1）

1. この達は、2020 年 6 月 30 日から施行する。

1 章 総則

1.2 定義

1.2.1 を次のように改める。

1.2.1 用語

- 1. 船舶用原動機放出量確認等規則（以下、本実施要領では「規則」という。）**1.2.1(3)**の適用上、選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあつては *IMO* 決議 *MEPC.291(71)*（その後の改正を含む。）にもよる。また、本決議及び *NOx* テクニカルコードの適用上、該当する *IACS* の統一解釈 *MPC* (*MPC30(Rev.1)*, *MPC58(Rev.1)*, *MPC59(Rev.1)*, *MPC74(Rev.1)*, *MPC77(Rev.1)*, *MPC106*, *MPC112(Rev.1)*, *MPC115(Rev.1)*, *MPC116(Rev.1)*及び *MPC125*)) にもよる。
- 2. 規則 **1.2.1(8)**及び**(9)**にいう「原動機ファミリー」及び「原動機グループ」については、*IACS* 統一解釈 *MPC53(Rev.1)*にもよる。
- 3. 規則 **1.2.1(15)(b)**にいう「放出特性」の増加及び「改造」については、*IACS* 統一解釈 *MPC32(Rev.1)*にもよる。

2 章 放出量確認等

2.1 放出量確認等の申込み

2.1.1 放出量確認等の申込み

-4.を次のように改める。

-4. 規則 2.1.1-6.(7)にいう「予備品の仕様」とについては、予備品を識別するための部品番号等であって、当該予備品を原動機製作者等により管理された窒素酸化物放出量に影響を及ぼす特性を示す図面又は資料と関連付けるものをいうIACS 統一解釈 MPC45(Rev.1)にもよる。

2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

2.2.1 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

-2.を次のように改める。

-2. 規則 2.2.1(2)(a)i)の適用上、IMO 決議 MEPC.291(71)（その後の改正を含む。），又は当該決議を考慮し主管庁が適当と認めたものによる。~~なお、本決議及び本決議から参照する NO_x テクニカルコードの適用上、該当する IACS の統一解釈 MPC にもよる。~~

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 規則 2.2.1(2)(d)i)に規定する船上における検査を受ける原動機は、放出量確認の試験結果について留保し、予備承認を受けた原動機取扱手引書を有するものであること。また、放出量確認の試験結果が窒素酸化物に関する適用規則に適合しない場合には、当該原動機を再調整し、適合が認められた元の状態（あれば）にするか、申請者が船籍国の主管庁に申請し、更なる試験を行うことについて許可を受けること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

2 章 放出量確認等

2.2 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

2.2.1 原動機の放出量確認及び原動機取扱手引書の承認

-3.を次のように改める。

-3. 規則 ~~2.2.1(2)(a)iv)1)の適用上~~にいう「本会が別に定めるところ」とは、選択式触媒還元脱硝装置を備える原動機にあっては、次の(1)及び(2)にもよるをいう。

- (1) 試験台における試験方法による放出量確認において、窒素酸化物低減装置を取り付けた状態で試験する原動機にあっては、IMO 決議 MEPC.291(71)（その後の改正を含む。）の附属書第5節にもよること。
- (2) 試験台における試験方法による放出量確認において、~~技術的及び実用的な理由により窒素酸化物低減装置を取り付けた状態前~~(1)に規定する状態でない状態で試験することが適当でないと本会が認める原動機にあっては、IMO 決議 MEPC.291(71)（その後の改正を含む。）の附属書第6節にもよること。なお、当該原動機は、船上でIMO 決議 MEPC.291(71)（その後の改正を含む。）の附属書第7節に基づく追加の試験が必要になることに注意する必要がある。

附 則（改正その3）

1. この達は、2020年10月1日から施行する。